



PSE Newsletter

新年度のスタートとなりました。例年よりも早いであろうと思われていた桜の開花も遅れ、入学式を見ごろを迎えるという気持ちよい結果となりました。

さて、4月に昇給する方も多いかと思えます。しかし、『働くお母さん』にとって時給が上がるのは嬉しいことですが、社会保険の扶養の範囲も気になるところです。今回は『**130万円の壁**』について情報提供させていただきます。

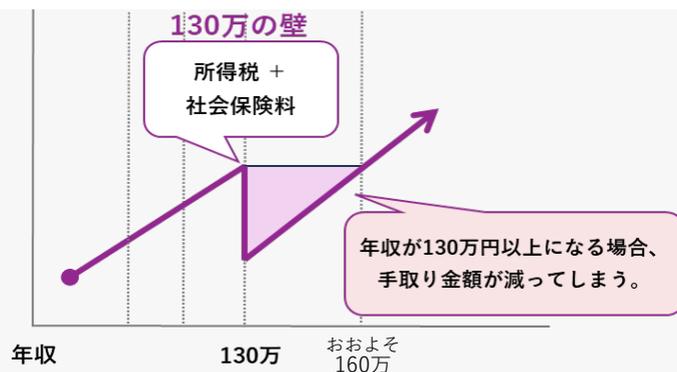


130万円の壁とは？

社会保険で扶養になる人を被扶養者といいます。被扶養者には年収制限があり、従業員100人以下の企業で勤務する場合、「年収130万円未満」が要件となります。

※130万円以上となった場合は、自分の勤務先で社会保険に加入するか、居住地での国民健康保険、国民年金に加入するかの手続きが必要です。

- 健康保険組合は、定期的に「被扶養者の収入確認」を行っていますが、**自己申告制**なので、健康保険組合は実態を把握しづらい仕組みとなっています。また、社会保険にも「**調査**」があります。調査で発覚した場合はケースによってはペナルティもありますので注意が必要です。



2023年10月からの新ルール

《～2023年9月》

130万円以上と見込まれた時点で被扶養者から外れることになっていました。



《2023年10月～》

「一時的な事情によるもの」であれば被扶養者でいられることになりました。



この場合、妻の勤務先の事業主が発行した「**一時的な事情**」を証明する書面が必要となります。

※この措置はあくまでも「**一時的な事情**」ということなので、同一の者にたいして**連続2回(2年)まで**が上限とされています。一時的な事情とは、他の従業員が退職や休職したことにより、当該労働者の業務量が増加した…などの事由によるもので、昇給したことなどはこの措置の対象外となります。

今回の新ルールは恒久的なものではありませんが、現状は適用可能なルールですので、働き方の参考にいただければと思います。

なお、気になる方は年金事務所もしくは社会保険労務士に確認してください。